

## 周南市まち・ひと・しごと創生推進本部 設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市の最大の課題である人口減少問題を克服し、将来に渡って持続可能なまちづくりを進めていくため、全庁的な連携体制の確保と戦略的な施策の推進を図る周南市まち・ひと・しごと創生推進本部(以下「本部」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)まち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。
- (2)まち・ひと・しごと創生に係る総合戦略の推進に関すること。
- (3)総合戦略とまちづくり総合計画、個別計画等との調整に関すること。
- (4)その他、本部長が必要と認める事項。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (本部長、副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が召集し、本部長が議長となる。

### (部会等の設置)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、部会・ワーキングチーム等を設けることができる。

### (関係者の出席)

第7条 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、または資料の提出を求めることができる。

### (事務局)

第8条 本部の庶務は、企画担当課で処理する。

### (その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

### 附 則

この要領は、平成27年2月13日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

区 分	職 名
本部員	教育長
	上下水道局長
	ボートレース事業局長
	総務部長
	企画部長
	財政部長
	シティネットワーク推進部長
	地域振興部長
	環境生活部長
	こども・福祉部長
	健康医療部長
	産業振興部長
	建設部長
	都市整備部長
	消防長
	教育部長
	新南陽総合支所長
	熊毛総合支所長
	鹿野総合支所長
上下水道局副局長	